案

資料７－３

豊島区通知の送付に係る点字による情報提供事業実施要綱

令和６年〇月〇日
福祉部長　決定

（趣旨）

第１条　本要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の趣旨を踏まえ、本区が視覚障害者に通知を送付する際に、発送元や問い合わせ先等を点字により情報提供を行う場合の手続等について定める。

（対象者）

第２条　本事業の対象者は、区内に居住するものであって、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者のうち、通知の送付に係る点字による情報提供（以下「点字による情報提供」という。）を希望するものとする。

（登録等）

第３条　点字による情報提供を希望する視覚障害者は、「通知の送付に係る点字による情報提供登録届出書（様式第１号）」（以下「登録届出書」という。）を区長に届け出るものとする。また、届出書の内容を変更又は取り消す場合には、「通知の送付に係る点字による情報提供登録事項変更・取消届出書（様式第２号）」（以下「変更等届出書」という。）を速やかに区長に届け出るものとする。

２　区長は、登録届出書または変更等届出書を受理した場合は、当該情報を「通知の送付に係る点字による情報提供登録者名簿」（以下「名簿」という。）に登載、変更又は削除するものとする。

３　区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することが明らかな場合は、名簿から削除するものとする。

(1)　死亡したとき。

(2)　変更等届出書の届け出がなく、送付先不明となったとき。

４　第１項から第３項までの登録等に係る手続きは、福祉部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。）が行うものとする。

（登録情報の共有）

第４条　障害福祉課は、名簿の管理、本要綱に基づき所管の文書について点字による情報提供を行なおうとする課（以下「文書所管課」という。）に対する名簿の提供を実施するものとする。

２　文書所管課は、点字郵送物の発送を委託する場合、前項により提供された名簿を委託業者に提供することができるものとする。

（登録情報の保護）

第５条　障害福祉課、文書所管課及び委託事業者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

(1)　秘密の保持を厳守すること。

(2)　登録届出書、登録変更等届出書及び名簿の紛失等がないように厳正に管理すること。

(3)　名簿を目的以外に使用しないこと。

（その他）

第６条　本要綱に定めるもののほか、本事業の施行について必要な事項は福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和６年〇月〇日から施行する。

様式第１号（第３条第１項）

年　月　日

通知の送付に係る点字による情報提供登録届出書

（宛　先）豊島区長

私は、豊島区から送付される通知について、送付情報の点字による情報提供を希望しますので、豊島区通知の送付に係る点字による情報提供事業実施要綱第３条第１項の規定に基づき、登録届出書を提出します。

また、私は、本届出書の個人情報を障害福祉課が管理し、文書所管課及び委託事業者に提供することについて同意します。

	（代筆者）　　（続　柄）
フリガナ	
氏　名	
生年月日・年齢	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日（満　　才）
住　　所	豊島区
電話番号	

【重要】本届出書の個人情報の取扱いについて

障害福祉課が、本届出書の個人情報を点字による情報提供を行なおうとする所管課及び委託業者に対して提供することに同意します。	同意の場合は✔ □

※本届出書の個人情報については、点字付の郵送物を発送する場合のみ使用し、それ以外の場合に使用することはありません。

様式第２号（第３条第１項）

年　月　日

通知の送付に係る点字による情報提供登録事項（変更・取消）届出書

（宛　先）豊島区長

通知の送付に係る点字による情報提供登録届出書（様式第１号）で届け出た事項について、次のとおり（変更・取消）しますので、豊島区通知の送付に係る点字による情報提供事業実施要綱第３条第１項の規定に基づき、登録事項（変更・取消）届出書を提出します。

	（代筆者）　　（続　柄）
フリガナ	
氏　名	
生年月日・年齢	大正・昭和・平成・令和　　年　　月　　日（満　　才）

届出事項	変更　・　取消
変更内容 （変更の場合のみ記入ください。）	（変更前） （変更後）